



令和3年度第19回2月定例会が2月16日から3月25日までの日程で開催され、2月24日には会派“希望いわて”を代表して初めての代表質問に登壇し、県政全般について知事に質問を行いました。この紙面では、前号に引き続き中盤の内容をご報告いたします。

9日間に亘って開催された令和4年度の予算内容を審議する予算特別委員会では、水田活用交付金について、2050年までに二酸化炭素排出をゼロにするカーボン・ニュートラルについて、DX（デジタルトランスフォーメーション）について等、今の政策キーワードについて多くの質問がありました。

環境基本条例の見直しについて

「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」、いわゆる環境基本条例が直近の改正から四半世紀が経たんとする今、地球環境は赤いカラータイマーが一層激しく明滅している状況にあり、全人類が新たな目標に向けて一丸となって取り組む必要があることから、こうした新たな動きも捉まえた環境基本条例の見直しを検討すべきと考えるがいかがか。

地球温暖化や廃棄物の増大等の環境問題に的確に対応するため、基本理念や県民、事業者、県・市町村の役割、施策の基本的事項を定め、この条例の下、県民総参加で連携して取り組むこととして、平成10年3月に制定した。県では、これまで、自然環境の保全や環境影響評価、エネルギー施策等について、この条例を基本としながら、個別の条例や計画に沿って、地球温暖化対策をはじめとした具体的な施策を推進してきた。近年、世界各地で猛暑や台風等の異常気象が頻発し、世界の気候が非常事態に直面しているこ

とから、昨年2月「いわて気候非常事態宣言」を行い、気候変動対策に県が率先して取り組むことを表明した。県としては、環境基本条例にのっとりながら、本県の恵み豊かな環境と共生する地域社会を築いていく決意をもって、昨今の地球温暖化に関する国際的な動向等にも対応した積極的な対策を進めていく。

脱炭素社会を目指す条例の制定について

脱炭素社会実現を目指す条例の制定の動きが徐々に広がりがつつある。中には議員提案によるものもあり、岩手県議会も十分な関心を持つ必要があるが、県民一丸となって取り組むという強い意志を明確とするべく、本県もこの趣旨の条例を制定すべきと考えるがいかがか。

近年、世界中の多くの若者が気候変動に対して声を上げ、昨年、県内でも、花巻北高校の生徒が再生可能エネルギー導入拡大の要望を行うなど、若者が気候変動に対し高い関心を持ち、主体的に行動を始めている。県では、こうした動きもあることから、本年2月16日、「いわて気候非常事態宣言」1周年知事メッセージ」を発し、改めて気候変動に対する危機意識を県民の皆さんと共有し、県民総参加による地球温暖化対策を呼びかけ、強い決意を表した。脱炭素社会を目指す条例制定については、オール岩手で気候変動対策に取り組む意志をより明確にする一つの方策になりうるものと考えられるので、徳島県や長野県等他県の事例も参考にしながら、検討していく。

企業局における取組について

健全な投資を前提としつつも、企業局として更なる積極的な取組を求めるものであり、尚且つ2050年までのロードマップを示すべきと考えるが知事の考えを伺う。

【活動歴】

- 花巻市議会議員
平成7年4月～平成23年1月(6期)
- 岩手県立花巻北高等学校野球部OB会会長
- 法政大学校友会花巻支部
(任意組織)事務局長
- 花巻市野球協会審判部所属
岩手県野球協会認定1級審判員
- 特定非営利活動法人
花巻市民活動支援センター運営委員長
- えふえむ花巻株式会社設立発起人会事務局長
- 北東北若手議員の会(わらし塾)会長
- 花巻青年会議所2008年度卒業
- 花巻商工会議所青年部副会長(地域振興担当)
防災士



なすかわ しん 晋
岩手県議会
会派“希望いわて”幹事長
東日本大震災復興特別
委員会委員長

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けて、県が率先して再生可能エネルギー導入の取組を進めることは極めて重要である。現在、企業局では稲庭高原風力発電所や胆沢第二、入畑発電所の再開発事業等に取り組みることにより、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献しているものと認識している。今後、企業局では令和2年度から令和11年度までを期間とする長期経営方針に基づき、令和5年度に次期中期経営計画を策定するが、その際には、「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を見据えた目標を掲げ、オール岩手での取組の中で、大きな役割を果たしていくものと期待している。

RE100の達成を目指す取組の推進について

「Renewable Energy 100%」いわゆるRE100は、企業自らの事業の使用電力を100%再生エネで賄うことを目指す取組

ロシアによるウクライナ侵攻に 断固抗議する決議

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であり、武力を背景とした現状変更への試みは、明白な国際法違反で断じて看過できない。

よって岩手県議会は、ロシアに対し、軍による攻撃やウクライナの主権侵害、核兵器の使用を示唆する発言に断固として抗議するとともに、軍を即時無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、国においては、在留邦人の安全確保を図り、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに制裁措置の徹底と強化を行うとともに、我が国への影響対策について万全を尽くすよう強く求める。

上記のとおり決議する。

令和4年3月4日

岩手県議会

岩手県議会は3月4日の本会議において『ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議』を全会一致で可決しました。

Q 県では、県有施設を含めた事務事業における温室効果ガスの排出削減を図るため、久慈地区合同庁舎では本年3月から、二戸地区合同庁舎では4月から、管内で発電された再生可能エネルギー100%の電力を地域新電力を通じて調達するなど、RE100に向けた取組を推進している。来年度は、県立学校を含めて約200箇所の県有施設について、再生可能エネルギーの導入に向けた調査を行うこととしており、今後、導入に適した施設から順次、取り組んでいく。県としては、「温室効果ガスの2050年実質ゼロ」の達成に向けて、RE100にも率先して取り組みながら、地域経済と環境に好循環をもたらす「グリーン社会の実現」を進めていく。

新型コロナウイルス感染対策と 医療提供の在り方について

Q オミクロン株の特性に即した感染対策や医療提供の在り方について今後、どのような方針で取り組んでいく考えか伺う。

A オミクロン株は、感染拡大のスピードが極めて速い一方、基礎疾患等を有しない50歳未満の感染者の多くは、症状が軽いなどの特徴が指摘されている。感染の場面については、教育・保育施設、学校でのクラスターに加え、家庭や職場、高齢者施設等に拡大しており、「現在の感染状況を市民や事業者の皆様と広く共有して、感染拡大防止に協力いただくことが不可欠」とされている。今般、こうした特徴を踏まえ、県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会からアドバイスをいただき、本部員会議において、県民の皆様実践していただくようお願いした。また、医療については、高齢者や基礎疾患を有する方などに必要な医療を適切に提供するとともに、一般医療への影響を最小限に止めるため、診療・検査医療機関や健康観察サポートセンターによる健康観察、医療支援等の体制を県医師会等と構築し、重症化リスクが低く入院等の必要がない方の自宅療養を開始した。県民の皆様には、暮らしと健康を守るため、基本的な感染対策の徹底をお願いするとともに、今後においても、国内外の知見等を踏まえながら、感染対策に努めていく。

ワクチン3回目の個別接種、 集団接種の見直しについて

Q 国のワクチン供給体制の現状と今後はどうなっているか。供給が不透明であるワクチン3回目接種の見直しについて、希望者全員が打てるようになるのはいつ頃になるのか伺う。

A ワクチンは、前倒し接種に必要な分が順次、国から供給されており、本県には、5月中旬までに約110万回分の供給計画が示されていることから、2回目接種を終えている約101万人全員の3回目接種に必要なワクチンが確保できる見込み。また、3回目接種の見直しについては、県民のほとんどが昨年11月末までに2回の接種を終えていることから、接種時期の遅い方でも6か月の期間経過後の本年5月末には、開始できる見込みである。

る。県としては、接種を希望する方が、速やかに3回目接種を終えることができるよう、引き続き、市町村や関係機関と連携し、医療従事者の確保や県集団接種、職域接種の支援を継続することなどにより、接種の加速に取り組んでいく。

小児へのワクチン接種について

Q 5歳から11歳までの小児への新型コロナウイルス接種について、本人と保護者が接種を判断するに当たり、どう周知し、理解していただくよう取り組むのか。学校内における接種者、未接種者の分断や差別が懸念されるが、接種をしない権利を尊重するための取組について伺う。また、小児科医が不足する地域で接種体制をどう整備していくか。

A 県では、小児や保護者の皆様にワクチン接種のメリット・デメリットを十分に御理解いただくながら、接種を判断いただくようホームページやSNS、本県独自のリーフレットの配付により、ワクチン接種の有効性や安全性の情報提供を行っている。また、学校においてもワクチン接種の有無により、差別やいじめなどが起きることのないよう国の通知に基づき、県教育委員会において適切な生徒指導や保護者への理解促進について、周知を図っているものと承知している。小児科医が不足する地域では、単独での接種体制確保が困難な市町村もあることから、県は、県医師会とともに、各市町村が郡市医師会単位での関係機関による協議の場を設置し、広域的な接種体制を確保するよう調整しており、引き続き、関係機関等と連携し、市町村の接種体制確保を支援していく。

次号に続く

皆様のご意見をお聞かせください

名須川しん事務所

〒025-0065 花巻市星が丘2丁目20-5
Tel 0198-29-5855 Fax 0198-29-5856
メール: eggplant@michinoku.ne.jp
フェイスブック: <https://www.facebook.com/shin.nasukawa>
名須川しん公式サイト: <http://shin-nasukawa.jp>